

1. 触法障害者の地域移行支援について

触法障害者の地域移行について、受入れ側の事業所にとっては「どのような支援や環境があれば触法行為を未然に防げるか」という情報を最も必要としており、これまでの触法行為と生育歴・環境・障害特性との因果関係といった情報や、ストレス要因を緩和するための支援の関わり方、環境設定のあり方等に関する情報の提供や支援が必要である。

基幹センターでは定着支援センターや入所施設等からこれらの情報を収集し、地域移行の可能性や受け皿となる事業所のおおよそのスキルについて分析、見極めを行った上で、地域の相談事業所や受入れ事業所に対してしっかり情報提供、協同してもらいたい。

なお、それらの情報を的確に提供できるよう、市と基幹センターでアセスメントシート（フェイスシート）の様式を整えてもらいたい。以前、基幹センターから示された相談受付票や情報提供シートは情報項目が羅列的で分散しており、触法行為と環境・障害特性等の因果関係が把握しづらい。また定着支援センターのフェイスシートも「犯罪状況、性格・行動の特徴、生育歴」等の詳細情報は「受入れ直前で提示」とされているとともに、各情報の因果関係は把握しづらい。基幹センターがまず定着支援センターや入所施設から詳細情報を把握し、それらの因果関係を分析・見極めの上、アセスメントシートに整理して情報提供してもらいたい。

また、触法障害者は支援区分の低い方も多いため、見守り等のニーズもふまえて介護の非定型支給決定等を柔軟に行ってもらいたい。

2. 差別解消の取り組みについて

(1) 対応要領について

対応要領については、障害者との直接の接点が多い市教委、市営交通、市民病院については、市長部局の対応要領と同じものとするのではなく、学校や地下鉄・バス、病院での現場対応について、不当な差別や合理的配慮の事例を盛り込んだ「独自の対応要領」を策定してもらいたい。

行政差別の相談窓口は「各部局の広報課」とされたが、市民にとっては個別の事案がどの部局の管轄か等わかりにくいいため、不明な場合は市役所の市民窓口（広聴課）や障がい福祉課、区役所において相談を受け付け、各部局につなぎ連携して取り組むとともに、その旨を啓発チラシやリーフレット等に明記して周知してもらいたい。

市や区の業務では、民間事業者への業務委託も増えているため、差別の未然防止、適切な合理的配慮の実施に向け、できるだけ早い段階で、行政職員の対応要領を元に委託事業者に対する研修を行い、各事業の委託契約事項に「市の対応要領の遵守」を盛り込んでもらいたい。

(2) 差別解消推進体制のイメージ図、取り組みについて

今回のイメージ図は知らない間に作られ、修正もできないと言われていた。差別解消の基本的な対応を全て区相談センターや地活センター等に一方的に押し付け、基幹センターは支援員を配置してアドバイスだけで済ませようとするなら、この仕組みには同意できない。協力もできない。

イメージ図では、②⑤の主な対応は区相談センター等とされ、市や差別解消地域協議部会の役割は不明であるとともに、それらと区センター等との関係は小さく「連携」と記されているだけで、協力・支援の中身も全く不明である。また、市はほとんどのケースが④の「アドバイスだけで事足りる」とでも考えているのか？ 事業者の理解不足等のケースでは説明するだけで解決するケースも中にはあるだろうが、意図的・悪質な差別事案など解決困難ケースに対しては、市と一緒に事業者に出向いて直接対応しなければ相手にしてもらえないことすら想像できないのか？

区センター等が役割の一端を担うことになるなら、まず前提として市や地域協議部会、基幹の役割、連携・協同の中身を明らかにせよ。以下の点を十分ふまえ、「対応マニュアル」を作成し、全体像とそれぞれの役割・連携を明らかにするとともに、「イメージ図」も書き換えること。

対応マニュアルでは、障害者・事業者からの相談は区相談センター等だけでなく、市や基幹センターでも直接受け付けられるようにしておくこと。また事案によっては必ず、市や基幹センターも事業者・障害者との直接対応に出向くようにすること。また困難ケース等では市障がい福祉課だけでなく事業者の関係部局（住宅差別なら住宅担当等）も事業者との直接対応にあたること。

イメージ図は、障害者・事業者からの相談も市や基幹センターでも直接受けられるように書き換え、②⑤の「対応」も市や基幹センターも区センター等と協力して行うよう書き換えること。（矢印の大きさも関わり度合いや件数を表しているように見え、全て同じ大きさに換えること）。

更にこの間、基幹センターは区相談センターの後方支援と位置づけてしまったため、自ら直接相談にほとんど関わっておらず、生活困難ケースの対応でもアドバイスはできていない。後方支援という位置づけは実際には機能しないこと、破綻していることは明らかであり、「後方支援、アドバイス」という役割を抜本的に見直し、差別解消の対応でも実際に区センター等と一緒に動きながら共に十分なスキルを身に付けていくべきである。イメージ図の③アドバイスの要請、④アドバイスのところは、③支援・協同要請、④支援・協同に書き換えること。また、対応マニュアルでは基幹センターの支援・協同の中身を明記すること。

基幹センター内で「事例検討会議」を行うようだが、実際にはその会議が、困難ケース等において虐待防止でのコアメンバー会議のような「作戦本部」となり、対応方針について検討する機能をもつこととすべき。事案によって地域協議部会の中から詳しい者をその都度招集し、市障がい福祉課や事業者関係部局も出席し、差別解消の対応策や適切な合理的配慮の内容等を検討・協議すること。イメージ図でも事例検討会議に市・地域協議部会から参加することを表すこと。

なお、③支援・協同の要請書の様式には、区センター等がアドバイスだけでなく支援・協同を希望するのか、事例検討会議の開催も希望するのか、まで記入できるようにすること。事例検討会議の出席依頼者の人選は、基幹センターと市、区センター等が協議して調整・決定すること。

「市差別解消地域協議部会」も少なくとも四半期に一度は開催し、事例検討会議でも十分検討できない事案、対応に苦慮する事案について、対応策や合理的配慮の内容を検討・協議し、バックアップすること。また市で対応しても解決できない事案は、市障がい福祉課が責任をもって府広域支援相談員や府地域協議会（合議体）につなぎ、その後もそれらと連携・協同すること。

区ではどの部局が窓口になるかさえまだ決まっておらず、区によっては障害福祉担当以外の課が担当することにもなりかねないと聞く。どの区においても障害福祉担当課が必ず窓口になり、区センター等に事案を振ることなく、市障がい福祉課と連携・対応できるよう徹底しておくこと。また商店街やコンフリクトなど地域に関わる事案等では市と区でも連携し、共に対応に動くこと。